

(仮称) 駒ヶ根市犯罪被害者等支援条例の骨子案

1 条例の目的

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期の回復、犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

(1) 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

(2) 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族

(3) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組

(4) 市民等

市内に住所を有する者又は市外からの通勤者、通学者等市内における滞在者

(5) 事業者

市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体

(6) 二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員、その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害

(7) 民間支援団体

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体

(8) 関係機関等

国、県、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援を行うもの

3 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情等に応じて、適切に行われること。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公平に行われ、かつ途切れることなく提供されること。
- (4) 犯罪被害者等支援は、国、県、市、関係機関等による相互の連携及び協力により行われること。

4 市の責務

基本理念にのっとり、国、県、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を実施する。

5 市民等及び事業者の役割

基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

6 相談及び情報等の提供

犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援を行う。

7 日常生活の支援

犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行う。

8 居住の安定

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、二次被害を防止するため、市営住宅への入居における特別な配慮、その他必要な支援を行う。

9 経済的負担の軽減

犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、支援金の給付に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供や支援を行う。

10 市民等及び事業者の理解の増進

犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう広報及び啓発の実施に努める。